

令和 7 年度

事業計画（案）

社会福祉法人 伊仙町社会福祉協議会

1 基本方針

○介護保険制度及び障害者総合支援法の指定事業者として居宅介護支援事業、訪問介護事業、施設介護事業等の事業を経営していくことに加え、介護保険非該当者に対してのサービス提供など検討すべき課題が多く、地域住民の立場に立った社協本来の役割を再認識した上での活動の展開が求められており、社会福祉協議会の役割は今後ますます重要になってきている。町社協としても各事業の経営と、社会福祉協議会本来の地域福祉事業を推進していく。

2 社会福祉協議会の運営及び基盤強化

- ①理事会の開催 ②評議員会の開催 ③監査の実施
- ④社協事業の安定を図るため、財源の確保を図る。
- ⑤社協の活動について、地域住民の理解と協力を求める。

3 地域福祉・在宅福祉活動

- (1) 高齢者福祉活動事業
 - 地域さわやかサロンの実施
- (2) 障がい児・者福祉活動事業
 - ふれあい福祉スポーツ大会の実施
- (3) 児童・青少年福祉活動事業
 - 子育てサロン事業 ○ボランティア協力校への助成
- (4) 母子・父子福祉活動事業
 - 母子寡婦福祉会への助成及び行事等への参加
- (5) 在宅福祉アドバイザー事業

4 ボランティア活動の促進

- 出前福祉講座 ○ボランティア保険の加入、登録

5 介護保険事業

- 居宅介護支援事業 ○訪問介護事業
- 訪問入浴介護事業
- 特別養護老人ホーム仙寿の里

(1) 経営方針

- 「利用者・家族の満足度の高いサービス」を提供する。
- 利用者の自立・QOLを高める視点での居宅介護支援、居宅サービス等のサービス提供に努める。
- 介護保険認定者のほか、非該当者や一般高齢者の方々の「居心地の良い在宅での生活」を支援し、展開する。
- 自立支援も目的として、リハビリなどの介護予防等について幅広く研鑽に努める。

(2) 事業計画内容

- 地域に開かれた事業所経営
- 各種会議の開催（サービスに関する情報の共有について、業務改善、経営改善、事業所検討会等）
- 質の高いサービス提供

○各種研修会の開催（認知症ケア、接遇、倫理、法令遵守、感染症、食中毒、新任現任研修等）

6 障害者総合支援事業，地域生活支援事業

- 居宅介護事業 ○同行援護事業
○相談支援事業（特定相談支援事業，障害児相談支援事業）

7 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯及び身体障がい者世帯・高齢者世帯に対し、資金貸付と必要な援助・指導を行うことにより、その経済的自立と生活環境の整備・生活意欲の助長・促進を図り、安定した生活が確立されることを目的に資金の有効的活用を図る。

- 地域くらし・ささえあい事業

新型コロナ特例貸付の借受人に対して、訪問相談を行い、生活課題を把握し、課題解決に向けて、自立相談支援機関や関係機関等と連携しながら、個々の状況に配慮した償還免除や償還猶予、少額返済の案内など、寄り添い支援を行う。

8 福祉資金貸付事業

生活保護世帯及び母子寡婦世帯等へ、緊急に必要とする資金等の貸付を行い、日常生活の安定を図る。

9 福祉サービス利用支援事業

高齢者や障がい者等で判断能力に不安があるために、福祉サービスの利用の仕方が分からなかったり、預貯金の出し入れなどにお困りの方や、日常生活を営むうえで、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用の手続き、公共料金などの支払いの手続き、大切な書類の保管などをお手伝いします。

10 訪問給食サービス事業

一人暮らし又は夫婦暮らし等の高齢者又は身体障がい者に、毎日の食事を訪問配食することにより、食生活の改善を通じた健康の保持を図るとともに、高齢者等の自立した生活の維持や地域との交流、安否の確認など在宅福祉の増進を図る。

1.1 赤十字業務の推進

- 地域における赤十字社員増強運動の実施
○災害救援活動（救援物資の支給） ○赤十字講習会の実施

12 民生委員児童委員協議会の運営

民生委員協議会は、地域福祉を進める団体機関であり、民生員協議会の事務局を社会福祉協議会において、民生員児童委員の活動が展開できるように運営を行っていく。

1 3 児童館の受託運営

児童館は、幼児及び少年に健全な遊び場を与え、個別的に又は集団的に指導して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするとともに放課後児童健全育成事業等の地域組織活動の育成助成によって児童の健全な育成を図る。

1 4 介護職員初任者研修

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるよう養成を行う。